

## 催事業務委託契約書

株式会社●●●（以下「甲」という）と（以下「乙」という）は、本契約の定めるところにより業務委託契約を締結する。

### 第1条（目的）

甲は、乙に対し、甲の要求に基づき甲が指定する次の各号の業務を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) ＊＊＊＊＊＊業務
- (2) 前各号に関わる附随する業務

### 第2条（本契約の成立）

本契約は、次の各号のタイトルを含むがこれに限定されない業務指示書、説明文書、合意書、重要通知書等を前提に、甲より業務内容、数量、期日、単価、場所等本契約の詳細を記載した「発注確認書」を乙に交付し、乙が承諾することによって成立する。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)

### 第3条（支払）

乙は、甲に対し、本件業務およびこれに付随する料金を、当月●●日をもって締切り計算のうえ請求し、甲は乙に対し●月●日までに乙の指定する口座に振込送金する方法により請求された料金を支払うものとする。

### 第4条（再委託）

乙は、乙が本件業務を第三者に委託する場合には、当該第三者に対して本契約に定める義務と同様の義務を負わせるものとし、第三者の義務違反により甲に損害を与えた場合には、第三者と連帯して責任を負うものとする。

### 第5条（権利譲渡の禁止）

乙は、甲の事前の書面による承諾を得ないで、本契約から生じる権利の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

### 第6条（機密保持）

1. 乙は、甲から本件業務遂行に関して提供された情報をすべて機密として取り扱い、その機密情報を善良なる管理者の注意義務をもって管理するものとし、甲の事前の書面による承諾を得なければ第三者に開示、漏洩してはならない。

2. 前項の規定にかかわらず、乙が、当該機密情報が次の各号に該当することを証明できるときは、機密情報とはみなさないものとする。

- (1) 開示されたとき、既に自ら所有していたもの
- (2) 開示されたとき、既に公知または公用であったもの
- (3) 開示された後、自己に帰責事由なくして公知または公用となったもの

- (4) 正当な権限を有する第三者から適法に入手したもの
- (5) 開示された秘密情報にかかわらず独自に創作したもの

#### 第7条 (事故対応)

乙は、天災地変その他乙に起因しない事由により本件業務遂行に支障をきたす恐れがある事故の発生を知った場合には、直ちに甲に通知し、その対策に関し協議し、その取り扱いを決定するものとする。

#### 第8条 (契約の変更)

本契約の内容の変更は、甲乙双方記名捺印した書面によってのみ行うことができる。

#### 第9条 (契約解除)

甲および乙は、相手方に次の各号の一にでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告も要せず、本契約の全部または一部を解除することができる。

(1) 重大な過失または背信行為があったとき

(2) 支払いの停止があったとき、または仮差し押さえ、仮処分、競売、破産、会社更生、民事再生手続き開始、会社整理開始、特別清算開始等の申し出を受けもしくは自ら申し立てたとき

#### 第10条 (損害賠償)

甲および乙が、本契約の各条項の一にでも違反した場合は、これにより生じた一切の損害を相手方に賠償するものとする。

#### 第11条 (有効期間)

本契約の有効期間は、本契約締結の日から1年間とし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれか一方から書面による申し出がなければ、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

#### 第12条 (存続条項)

事由の如何を問わず本契約が終了したときでも、第4条 (再委託)、第5条 (権利譲渡の禁止)、第6条 (機密保持) および第10条 (損害賠償) の規定は有効のまま永久存続するものとする。

#### 第13条 (協議事項)

本契約に定めのない事項または本契約の規定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、円滑に解決するものとする。

#### 第14条 (合意管轄裁判所)

本契約に関する一切の紛争については、提訴する方の所在地を管轄とする地方裁判所を第一審の専属統括裁判所とすることに同意する。

本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

乙